

(裏面)

補助金交付申請額	金 <u>57,408</u> 円 (詳細は、定期健康診断受診者名簿に記載のとおり)
市の定期健康診断に係る補助金の交付を受けた回数等	<u>2</u> 回目 / <u>3</u> 回 (交付を受けた会計年度 <u>平成 12</u> 年度、 <u> </u> 年度)
補助金交付時の振込先	<u> ●●●● 銀行・信用金庫 ●● </u> 支店 <u>普通・当座</u> No. <u>1234567</u> フリガナ <u>カ) マルマル ダイヒョウトリシマリヤク マルマル マルマル</u> 名義人 <u>株式会社 代表取締役</u>
添付書類	1 川越市内に主たる事業所を有していることを明らかにする書類 (法人の登記事項証明書等) 2 定期健康診断受診者名簿 (様式第 2 号) 3 定期健康診断受診料領収書 (様式第 3 号又は様式第 4 号) 4 市税の滞納がないことを明らかにする書類 (納税証明書等) 5 「従業員の数」の欄の「うち特定従業員の数」に主たる事業所以外にある市内の事務所、営業所等の特定従業員の数を加えている場合は、当該事務所、営業所等が川越市内にあることを明らかにする書類 (賃貸借契約書の写し等)

注意事項

- 1 申請者の要件である「中小企業者」とは、次の表に該当する者をいいます。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時雇用する従業員の総数が 3 0 0 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時雇用する従業員の総数が 1 0 0 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時雇用する従業員の総数が 5 0 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時雇用する従業員の総数が 1 0 0 人以下の会社及び個人

- 2 1 の表の「会社」とは、会社法 (平成 1 7 年法律第 8 6 号) 上の会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社)、士業法人 (弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人等) 等をいいます。

- 3 「従業員の数」の欄の「特定従業員」とは、市内の事業所等 (市内に有する主たる事業所のほか、市内に有する事務所、営業所等) に勤務する従業員であって、事業者が定期健康診断を受診させなければならないこととされる、労働安全衛生規則第 4 4 条に規定する「常時使用する労働者」に該当するものをいい、次の従業員が該当します。

- 労働基準法第 2 0 条の規定に基づき解雇の予告を必要とする従業員
- 次のいずれかに該当する者で、その者の 1 週間の労働時間数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分 3 以上であるパート従業員等の短時間労働者
 - 期間の定めのない労働契約により使用される者
 - 期間の定めのある労働契約により使用される者で、当該契約期間が 1 年以上である者、又は契約更新により 1 年以上使用されることが予定されている者、若しくは 1 年以上引き続き使用されている者